

平成17年9月16日 鉄工一第20号

平成30年3月28日 技企第180327001号 一部改訂

請負工事監督要領 および同解説

平成17年10月

平成30年3月一部改訂

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

請負工事監督要領および同解説

目 次

ページ

第 1 章	通則	
1	目的	1
2	適用範囲	2
3	用語の意義	3
4	監督員の任務	4
5	監督員の業務	5
第 2 章	工事内容の把握と設計変更	
6	工事内容の把握	6
7	設計変更等	6
8	届出書等の受理	7
第 3 章	施工状況等の監理	
9	施工計画の打合せ	9
10	施工打合せ	9
11	指示、承諾	10
12	巡回	10
13	立会	11
14	提出資料による確認	11
15	工程管理	12
第 4 章	事故および災害等の防止	
16	第三者災害の防止	13
17	労働災害等の防止	13
18	環境保全	14
19	臨機の措置	15
20	事故および災害発生時の措置	15
第 5 章	書類等の整備その他	
21	書類等の整備	17
22	支給材料および貸与品	17
23	対外折衝	18
24	改造請求等	18
25	受注者側の工事関係者に対する措置要求	19
26	出来形およびしゅん功検査の立会	19

第 1 章 通 則

1 目 的

この要領は、機構の発注する鉄道施設等の建設に係る請負工事における監督員の任務を明確にすることにより、監督に関する技術の向上と能率化をはかり工事を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

【解 説】

請負工事のたてまえは、工事請負契約書（以下「契約書」という。）の冒頭に述べられているように、発注者と受注者が「各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する」ことになっており、受注者が自らの責任において設計図書に基づく所要の目的物を請負期限までに完成すれば良いことになっているが、上記の目的を完遂するためには、監督員も関連工事の調整、設計図書の内容把握、施工の各段階におけるチェック、安全および環境対策等を適宜適切に行う必要がある。

特に、鉄道施設の工事においては、これを使用して運行される列車が一時に大量の人員を輸送する関係上絶対に安全な施設の建設が要求される。

また、鉄道施設の建設がその性格上「線」の工事であり地形、地質等が複雑なためその施工法を設計図書ですべて表現しつくすことは難しい。したがって、施工に際しては、その都度現場において適宜適切な指示、指導を与え、適正な目的物を完成させるため厳正な監督を行う必要がある。

一方、機構においては、今後とも少ない技術要員で工事を処理しなければならないため、過去に蓄積してきた工事監督技術を継承するとともに、技術員等の部外能力を活用した効率的な監督方法を確立する必要がある。

また、受注者の能力および施工環境等の現場による差異を考慮し、監督の能率をあげるために、緩急、軽重に応じ、監督内容の要点を把握することが重要である。

工事を円滑に実施するためには、工事関係事故を防止することが重要である。特に、第三者事故等が発生した場合、社会に与える影響が大きく、機構全体の事業の円滑な推進を妨げることとなりかねないため、事故防止について、受注者に十分な注意喚起を行う必要がある。

2 適用範囲

請負工事の監督については、通常の場合この要領に定めるところによる。

なお、この要領に定めてない事項については、法令および別に定めてあるものによる。

【解説】

この要領は、請負工事の監督について定めたもので役務、直轄工事等は適用外とした。また、通常の監督体制を念頭において定めたものであるから、例えば、現場が遠隔地にあるとか、監督員の配置状況等でこの要領の適用が困難な場合は、これによらないことができる。しかし、その場合でもこの要領の意図するところをくみ創意、工夫して監督の実を上げるように努めなければならない。

3 用語の意義

この要領における主な用語の意義は次のとおりとする。

- 「監督員」 契約担当役から監督命令を受けた職員およびその職員から命ぜられて担当する職員をいう。
- 「技術員」 監督の補助業務を機構から委託された者をいう。ただし、検査、確認における適否の判断および指示、承諾を行う権限は有しない。
- 「指示」 監督員が、受注者に工事の施行上必要な事項を書面をもって示し、実施させることをいう。
- 「承諾」 受注者があらかじめ書面で申し出た工事の施行上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。
- 「提示」 受注者が契約書により提示を求められている事項または、監督員の指示に基づいて必要な図書、資料等を監督員に示し、説明することをいう。
- 「報告」 受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。
- 「確認」 監督員または技術員が受注者から提出等のあった資料を確かめたり、施工の状態を写真、記録等あるいは現場で実際に確かめることをいう。
- 「検討」 監督員または技術員が受注者から提出等のあった資料の内容の適否および設計図と現地との適合性等について、良く調べることをいう。
- 「立会」 監督員または技術員が、受注者その他の関係者と現地で立会い、施工の状態等を検査、確認することをいう。
- 「巡回」 監督員または技術員が施工の状態および安全対策の実施状況の把握のため、随時現場を見回ることをいう。
- 「設計図書」 図面、示方書または仕様書、内容説明書および内容説明に対する質問回答書をいう。
- 「施工計画書」 受注者が工事の開始前に提出し承諾を受ける施工方法等についての計画を記載した図書をいう。

[解 説]

「監督員」について

契約書、示方書のうえでは、監督員は特定単数であり、一般には建設所長が命ぜられるが、この要領では工事を担当する職員を含めて監督員と定義した。

「技術員」について

監督員は、業務委託契約に基づき、技術員に立会、巡回、書面による確認、資料の収集または整理等の業務を実施させることができる。ただし、監督員が技術員に行わせる業務は、あくまでも監督の補助業務であり、指示、承諾等を行わせてはならない。

なお、監督員は、技術員を配置した場合、受注者に通知しなければならない。

「指示」および「承諾」について

契約書のうえでは、原則として書面によることとしている。この場合の原則としての意味は、時間的余裕のない緊急の場合等には、書面によらず行いうるということである。このため、指示、承諾を口頭で行った場合も、最終的には指示、承諾内容を必ず書面にて整理する必要がある。

4 監督員の任務

監督員の任務は、担当する工事について、受注者をして約定の期限までに所定の目的物を確実に完成させるよう監督に当たることである。

[解 説]

監督員の任務は、受注者をして契約上の目的を達成させるよう監督に当たることである。このため、契約担当役から監督を命ぜられた職員（以下「建設所長」という）は、適宜現場の状況を契約担当役に報告し、重要な事項または判断に迷うことなどについては、契約担当役の指示、指導を受け、工事の監督に当たらなければならない。

また、工事を担当する職員（以下「建設所員」という）は、建設所長の指示、指導を受け、担当する工事の監督に当たるとともに、建設所長に必要事項を遅滞なく報告しなければならない。

5 監督員の業務

監督員の業務は、工事内容を十分把握し、設計の適否の検討を行い、受注者が契約書、設計図書および関係諸規程に基づき適正な施工をするよう、必要の都度、指示、承諾、巡回および立会を行い、工事中の事故防止等に努めるとともに関係書類および記録等の整備を行うことである。

【解説】

監督員は、前項に定める任務を達成するため、契約書、設計図書および関係諸規程に基づき、設計の適否の検討および変更、施工状況等の監理その他の業務を行わなければならない。

一般に請負工事における監督とは、監督員が契約の履行の適正を確保するために必要な範囲で、受注者に指示等を行うもので、受注者が行うべき施工管理とは、異なった性格のものである。したがって、このことを十分認識し業務を行う必要がある。

なお、契約書に監督員の権限および義務が記載されているので熟知しておくこと。

参考までに関連条項を挙げると、次のとおりである。

第9条第2、4、5項（監督員）、第12条第2項（工事関係者に対する措置請求）、第13条第2、3、4項（工事材料の品質および検査等）、第14条各項（監督員の立会および工事記録の整備等）、第15条第3、13項（支給材料）、第16条第3、14項（貸与品）、第18条第1、2、3項（設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等）、第19条第1、2項（条件変更等）、第27条第1、2、3項（臨機の措置）第46条第4項（かし担保責任）

第2章 工事内容の把握と設計変更

6 工事内容の把握

監督員は、当該工事の契約書、設計図書、施工計画および地元との協定書等工事内容全般の把握に努め、工事を安全かつ能率的に推進できるように努めなければならない。

[解説]

監督員は、設計図書に適合した工事を行わせるために、まず、自ら設計図書を十分理解するとともに、受注者が設計図書を理解するよう指導し、設計図書の内容を十分認識させることが必要である。

また、能率的な監督を行うためには、重点的に監督せざるを得ない。この場合現場が最良の教材であるから、常に現場を対象として、その時々監督の重点を何におくべきか判断する能力を高めるよう研鑽に努めることが大切である。そのためには、類似する工事の調査および研修等を適宜実施することも必要と考えられる。

7 設計変更等

監督員は、設計の内容を十分に把握し現地の状況との対照、確認および設計の適否の検討を行い、必要に応じ設計変更等の処置を講じなければならない。

[解説]

構造物等の設計は、使用目的に適合し、かつ経済的なものでなければならない。監督員は、監督を命ぜられた工事の設計内容をよく把握することがまず必要である。工事の発注前の調査では、例えば、軟弱地盤の範囲および深さ、細かい地形、地質、構造物の基礎、地盤の状況、洪水時の流水状況、道水路の状態等の把握が十分でなく、設計が必ずしも現場に適合しない場合もあるので、監督員は努めて、降雨時を含めて巡回を行い、設計と現地状況とを対照確認し、設計変更の要否について当初の設計主旨を十分ふまえ検討しなければならない。

また、設計図書についての問題点および設計と現地との不一致について受注者から申出があった場合には、速やかに確認・検討を行ったうえで、適切な指示をする必要がある。

設計変更、工事の一時中止、工期延伸等の必要があると認められたときは、その手続を速やかに行わなければならない。

また、受注者に設計変更の資料作成をさせる場合には、測量の範囲、設計の基準等必要な指示を的確に与え、提出された資料は十分に審査を行うものとする。

8 届出書等の受理

監督員は、受注者から届出書、通知書および願書等が提出された場合は、その形式、内容等について十分検討確認のうえ受理し、重要なものについては、契約担当役に提出しなければならない。

[解 説]

契約書、設計図書において、契約担当役に提出することになっている主な書類は、次のとおりであるが、これ以外でも重要と思われる書類は、契約担当役に提出することが必要である。

また、願書等を提出する際は、必要により現場の実情、監督員の意見等を副申するものとする。

- (1) 着 手 届
- (2) 現場代理人届
- (3) 主任技術者・監理技術者届
- (4) 施工管理者届
- (5) 現場代理人と主任技術者・監理技術者兼任願
- (6) 工程表
- (7) 請負金額内訳書
- (8) 出来形検査願
- (9) しゅん功届
- (10) 工期延伸願

工事が円滑に施行されるかどうかの基本は、まず、受注者側に適当な人

を得るかどうかにある。

したがって、現場代理人届、主任技術者・監理技術者届、施工管理者届等を受理するときには、資格審査を十分行うべきである。なお、入札条件で、配置予定者が決まっている場合は、それによること。

第3章 施工状況等の監理

9 施工計画の打合せ

監督員は、受注者の提出する施工計画について、受注者と事前に十分打合せを行わなければならない。

[解説]

施工計画書は、示方書において受注者から監督員に提出させることとなっている。工事が円滑に、かつ合理的に施行されるかどうかは、当初の施工計画の良否によることが大きい。したがって、監督員は施工計画書の提出を受ける前にあらかじめ受注者にその基礎となる施工計画の説明を求め、発注者の意図する目的物が設計図書に沿って安全に、かつ工期内に完成するかどうかを十分検討することが大切である。

10 施工打合せ

監督員は、施工計画に基づき工事を進めるため、作業予定について定期的に受注者と打合せを行わなければならない。

[解説]

確実に工事を進めるためには、受注者と月単位、週単位の作業予定について事前に打合せを行い、施工計画が適切であるか否か検討することが重要である。日々の作業予定について、営業線近接工事および市街地関係工事は、工事保安対策要領（各支社局制定）に基づき確実に施工打合せを行うことが必要であり、それ以外の工事についても、第三者（人家、建造物、地下埋設物および架空線等）に危害または損害を与える恐れのある場合など、作業内容、進捗状況等に応じて実施することが必要である。

1 1 指示、承諾

監督員は、設計図書等に合致した施工を行わせるため、工事の内容をよく把握し、必要に応じ受注者に適切な指示を与え、また、受注者の申出に対しては明りょうに諾否を表明しなければならない。

[解説]

示方書には、通常の場合を予想して受注者に対し監督員の指示、承諾を求めるべき事項が定められているが、これら以外にもこの項の主旨を踏まえて監督員は適宜適切に指示を与えるよう努めるべきである。

また、指示、承諾は設計図書の補足またはこれに準ずる重要なものであるので、書面にて行うこと。

また、受注者からの申出があれば明りょうに諾否を表明しなければならないことはもちろんである。

1 2 巡回

監督員は、できる限り現場を巡回し、設計図書等に合致した施工を行わせるため、施工の状態を把握するとともに、安全対策の実施状況の把握に努めなければならない。

[解説]

巡回時には、努めて施工の状態および安全対策の実施状況の把握を行う。その際のチェックポイントは、示方書等に示されているとおりであるが、常に全項目をチェックすることは困難であるので、その時々の実情に合った重要項目を選び、重点的にチェックすることが大切である。建設所員は、巡回時に問題点を発見した場合、受注者に対し適切な指示を行うとともに、速やかに建設所長に報告する必要がある。

1 3 立会

監督員は、設計図書等に合致した施工を行わせるため、必要に応じ立会を行わなければならない。

[解 説]

立会は、工事完成後の検査が極めて困難なもの、検査に多額の費用を要するもの、工期または施工上やり直しがきかないと判断されるもの等について、施工が設計図、示方書、指示等のおおりに、適切な方法で行われているかどうかを現地にて、検査、確認することである。

所定の目的物の品質確保の観点から、また、監督技術維持の観点からも、立会は監督員の最も重要な業務である。しかしながら、監督員は多岐にわたる業務を処理する必要があることから、現場に赴けない場合もある。このような場合、監督員は、技術員に立会を行わせることができる。

なお、能率的に立会を実施するためには、施工計画打合せ時および施工打合せ時に立会を必要とする作業事項について受注者に指示することが大切である。

1 4 提出資料による確認

監督員は、示方書に定められた資料（記録、写真、試験成績等）および指示した資料が提出された場合は、これらを検討し必要に応じて抜取検査等により、資料の信頼度が十分であるかどうか確かめなければならない。

[解 説]

示方書には、例えば、材料の試験成績表、土質試験結果表および場所打ちコンクリートぐいのコンクリート打込み記録の資料を提出することが定められている。

これらの資料が提出されたときは、適否の検討を行わなければならないが、上記以外にも工事完成時に施工の状況が確認できないものについては、必要により写真、記録、材料の品質、強度その他の資料の提出を指示し、そ

れらを検討しなければならない。また、これらの資料の信頼度を確かめるためには、必要に応じ抜取検査を行わなければならない。例えば、圧縮強度試験あるいは乾燥密度試験の立会等がある。

検討の結果、示方書等に適合している場合は、その旨を受注者に通知し、不適合の場合は、その処置対策について受注者に的確な指示を与えなければならない。

15 工 程 管 理

監督員は、常に工事の進ちょく状況の把握に努め、工程の管理を行わなければならない。

[解 説]

一般に、工程管理は、受注者が自主的に行うべきものであるが、監督員は、受注者から提出された細部の工程表に実績を記入し、常に工程の確認を行い、工程を守らせるべく要所要所を注意することが肝要である。

なお、工事が期限までに完成する見込みがないと認めるときには、その旨契約担当役に報告するものとする。

第4章 事故および災害等の防止

1.6 第三者災害の防止

監督員は、工事に伴い第三者に危害または損害を与える恐れのある場合は、受注者に注意を与えなければならない。

【解説】

第三者に危害または損害を与える恐れのある場合とは、一般に人家、道路、鉄道、建造物、架空線および埋設物等の直上、直下あるいはこれに近接して工事を行う場合をいう。

一般に、ライフラインを損傷させることは、多くの人々に迷惑をかけることとなる。また、トンネルにおいて陥没等が発生すると、第三者を巻き込む大事故につながる可能性が非常に高く、社会的に大きな問題となる。

工事に伴い第三者に危害または損害を与えるようなことがあれば、直接の責任は受注者にあるが、監督員も発注者の立場として、事故を未然に防止するための適切な注意を受注者に与える必要がある。

また、重要な工事については、仮設設備、施工手順、安全対策等について、あらかじめ受注者と十分な打合せを行う必要がある。

特に、営業線における工事および営業線に近接して施工する工事または市街地関係工事にあつては、工事保安対策要領（各支社局制定）に基づき、関係機関と十分な打合せを実施し、保安体制と対策を確立して施工することが必要である。

1.7 労働災害等の防止

監督員は、労働災害および火災防止のため、または危険物取扱上必要であると認められる場合には、受注者に注意を与えなければならない。

[解 説]

労働災害の防止については、労働基準法の定めにより労働基準監督署が受注者を直接監督することとなっているが、人命尊重の観点から、監督員も発注者の立場として、労働災害の防止について受注者に注意を喚起する必要がある。

なお、巡回に際しては事故および損害の発生防止に留意し、気付いた点については速やかに注意を喚起することが大切である。

また、必要により関係箇所を含めた、事故防止連絡協議会等を設置する。

18 環境保全

監督員は、受注者と協力して工事に伴う騒音、振動等による被害の発生防止に努めるとともに、万一被害が発生した場合には、誠意をもってこれに対処しなければならない。

また、監督員は、受注者が建設副産物を適正に処理するよう注意を促し、その実態を確認するとともに、受注者と協力して建設副産物の発生の抑制および再資源化に努力しなければならない。

[解 説]

建設工事に伴う環境阻害をできる限り防止することは、地域住民の生活環境を重視するという立場から、また工事を円滑に推進するうえから非常に重要なことである。

建設工事に伴う環境阻害には、騒音、振動をはじめ掘削による周辺地盤や建造物の変状、交通阻害並びにトンネル建設に伴う水質汚濁、濁水および酸素欠乏等種々のものがあるが、これらの中には因果関係の明確でないものもあり、対策や処理が困難で日時を要するものが多い。

また、工事に伴い、地元民に騒音、振動等の被害を与える恐れのある場合には、必要に応じて事前に調査を行い、関係機関および地元民に対する説明を行うなどして協力を求めるとともに、受注者に十分注意して施工させることが大切である。

また、地元民より苦情または被害の申出を受けた場合には、誠意をもってこれに当たり不信の念をいだかせないように努めるとともに被害と

工事との因果関係および内容を十分調査し、適切な処理を行うよう努めなければならない。

次に、建設副産物についても、その処理を適正に行うことは、建設工事の円滑な推進と生活環境の保全を図る上で重要である。

建設副産物の適正な処理に関し、監督員は、その重要性を認識して積極的に取り組む必要があり、定められたところにより、受注者の実施状況を把握する必要がある。

また、建設副産物の発生の抑制と再資源化のために、受注者と協力して、現場内の利用や発生量を抑制することおよび建設発生土の工事間の利用に努めなければならない。

19 臨機の措置

監督員は、災害防止その他工事の施行上、特に必要があると認める場合は、受注者に対して臨機の措置を請求しなければならない。

[解説]

契約書第27条には、必要がある場合には受注者が臨機の措置をとるよう義務づけられており、特に必要があると認める場合には、監督員が受注者に対して臨機の措置を請求することが出来るようになっている。

なお、臨機の措置を講じた場合は、費用の負担を伴うこともあるので、その事由、経緯等を十分調査しておく必要がある。

20 事故および災害発生時の措置

監督員は、事故および災害が発生した場合には、速やかに契約担当役にその旨を報告し、必要な資料を整備しなければならない。

[解説]

事故および災害が発生した場合、人命救助につくすことは職務の如何

にかかわらず大切なことである。監督員は受注者と協力し、負傷者の救護手配、第二次災害の防止、応急復旧の処置および関係機関への連絡等を行うとともに契約担当役へもその旨を速やかに報告しなければならない。

重大事故または大規模災害が発生した場合には、契約上の工期の延伸または補償問題等が生じることが多いので、契約書第29条他の関連条項を十分理解のうえ、その原因や規模等について十分調査しそれらの資料を整備しておく必要がある。

なお、工事の事故報告については、定められたところに従い報告しなければならない。

第5章 書類等の整備その他

2.1 書類等の整備

監督員は、監督上および出来形検査並びにしゅん功検査に必要な書類を整備しておかなければならない。

[解説]

出来形検査およびしゅん功検査に必要な関係書類については、工事しゅん功検査要領に基づき整備すること。

2.2 支給材料および貸与品

監督員は、支給材料および貸与品がある場合、次の業務を行わなければならない。

- (1) 引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、支給材料および貸与品を検査すること。
- (2) 現品の引渡し（返納を含む）は、調書に基づき所定の日性能、数量等を確認のうえ所定の事務処理をしておくこと。
- (3) 保管および使用については、性能、品質を低下させたり、無駄のないように注意し、必要に応じて指示、抜取検査等を行うこと。

[解説]

支給材料、貸与品はその目的により完成品、未完成品等種々のものがあるので、これらの引渡しは、その物品の性質をよくつかんで受注者と性能、数量等十分に確認して行わなければならない。

なお、契約書の第15条（支給材料）、第16条（貸与品）に記載されているので熟知しておくこと。

2 3 対 外 折 衝

監督員は、工事に関連する対外折衝について、受注者と協力して遅滞なく処理しなければならない。

[解 説]

対外折衝には種々のものがあり、監督員として携わる必要がある以下の事項については、受注者と協力して、誠意をもって適宜適確に行わなければならない。

なお、必要な記録等は整備しておくことが大切である。

- (1) 地元説明
- (2) 施工協議等
- (3) 苦情処理
- (4) その他

2 4 改 造 請 求 等

監督員は、施工が設計図書に不適合であると認められる場合には、受注者にその改造を請求し、また、必要により破壊検査を行うことができる。

[解 説]

監督員は、巡回、立会等により施工が設計図書に不適合であると認められる場合には、契約書第18条に基づき受注者に当該施工部分を改造または補修させなければならない。

また、工事材料の品質が不良と認められる場合、あるいは施工が設計図書に適合しないと認められる相当の事由がある場合において、必要があると認められるときは、当該施工部分を破壊して検査することができる。

なお、受注者に改造請求を行ったときは、速やかにその状況を契約担当役に報告することが必要である。

2 5 受注者側の工事関係者に対する措置請求

監督員は、受注者側の工事関係者について、工事の施行または管理について著しく不相当と認める者があるときは、受注者に対しその理由を明示した書面を持ってその交替を請求することができる。

[解 説]

工事を円滑に進めるためには、監督員と受注者が相互信頼のもとに協調することが必要である。したがって、監督員も自ら襟をただして信頼を得るよう努めるとともに、万一、現場代理人、主任技術者、監理技術者、施工管理者、専門技術者、下請負人、労働者等受注者側の工事関係者のうちに、工事の施行または管理について著しく不相当と認める者があるときは、契約書第12条に基づき、受注者にその理由を明示した書面をもってその交替を求めることができる。

ただし、現場代理人、主任技術者、監理技術者、施工管理者、専門技術者の交替を求める必要が生じたときは、契約担当役の指示を受けることが必要である。

2 6 出来形およびしゅん功検査の立会

監督員は、工事の出来形検査およびしゅん功検査に立会しなければならない。

[解 説]

監督員は、出来形検査およびしゅん功検査に立会するとともに限られた期限内に検査が十分にできるように配慮しなければならない。